

役員報酬規定

2017/4/1 Ver. 1.00

社会福祉法人 晴誉会 役員等報酬規定

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人晴誉会（以下「当法人」という）定款第八条および第二条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第二条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第三条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者は、支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した場合の費用弁償

北摂ブロック域内からの出席 3,000円

近畿ブロック域内からの出席 10,000円

(2) 監事が、評議員会、理事会及び監査を実施した場合の費用弁償

北摂ブロック域内からの出席 3,000円

近畿ブロック域内からの出席 10,000円

(改廃)

第四条 この細則の改廃は、評議員会の承認をうけて行う。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。